

指定地域密着型サービス事業（認知症対応型共同生活介護）及び指定地域密着型介護予防サービス事業（介護予防認知症対応型共同生活介護）の指定の一部効力停止の処分について

令和8年6月16日（火曜日）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和8年6月15日付けで下記のとおり事業者の行政処分を行いました。
なお、利用者保護のため、法人名、事業者名等は非公表とします。

記

第1 処分対象事業者及び対象事業所

市内指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所
（利用者保護のため事業所名等は非公表）

第2 サービスの種類

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

第3 行政処分の内容及び指定効力停止期間

- 1 処分の内容 指定地域密着型サービス事業所
及び指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定の一部効力停止 新規利用者の受入停止
- 2 指定の効力停止期間 令和8年7月1日から令和8年9月30日まで

第4 行政処分の理由

- 1 人格尊重義務違反（法第78条の10第1項第6号）
利用者複数名に対して従業者が人格尊重義務違反に該当する行為を行った。
- 2 介護保険法に違反（法第115条の19第1項第11号）

当指定地域密着型介護予防サービス事業（介護予防認知症対応型共同生活介護）と一体的に運営する指定地域密着型サービス事業（認知症対応型共同生活介護）において、人格尊重義務違反に該当する違反行為を行った。

以上

健康医療部 福祉指導監査課
電話 072-620-1809